

最近の判例から (17)－騒音と受忍限度－

階下の住人の深夜の歌声は、上階の住人へ受忍限度を超える騒音を伝播させたものであるとして、損害賠償責任が認められた事例

(東京地判 平26・3・25 ウエストロー・ジャパン) 松木 美鳥

マンションの区分所有者が階下の住人及び住戸所有者（住人の親）に対し、その歌声がうるさく、健康を害し転居をやむなくされたとして、転売利益の喪失分、転居費用、治療費や慰謝料等を不法行為に基づく損害賠償と今後の騒音の発生の差止めを請求した事案において、上階の住人が主張するような騒音の発生は認められないが、年に数回は深夜に歌っていた事実は認められるとして、これに相当する損害賠償のみを認容した事例（東京地裁 平成26年3月25日判決 一部認容 ウエストロー・ジャパン）

1 事案の概要

マンションの建物（以下「813号室」という。）に居住するX1（原告）及びX2（原告）が、その階下の建物（以下「722号室」という。）に居住するY1（被告）は、813号室内に受忍限度を超える騒音を侵入させ、また、722号室を所有するY2（被告）及びY3（被告）は、Y1に受忍限度を超える騒音を発生させないよう是正措置を執る義務を怠り、これにより、X2は心身に変調をきたし、妊娠中絶を余儀なくされ、子どもを持つことを断念せざるを得なくなり、813号室からの転居を余儀なくされるなど、多大な肉体的・精神的苦痛を被り、夫であるX1も精神的苦痛を被ったほか、813号室に対する所有権を侵害されたなどと主張して、X1が、Y1に対し、所

有権に基づく妨害排除請求として、騒音の差止めを求めるとともに、Xらが、Yらに対し、不法行為による損害賠償を求めた事案である。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xらの請求を一部認容した。

(1) Y1は、722号室に入居した平成14年4月ないし5月頃以降、722号室内において、作曲等のために歌を歌っていたものである。

Y1が722号室において歌を歌う時間帯は、概ね正午から午後8時頃までの間であったものの、Xらが、本人尋問において、午前0時頃から午後6時頃までの間に歌声が聞こえてきたことが、年に一、二回ないし数回あったと供述していることからすれば、Y1が、深夜（午後11時から翌日午前6時）の時間帯に722号室において歌を歌うことも、年に数回程度はあったものと認められる。

(2) 東京都の環境条例136条は、何人も別表第13に掲げる規制基準を超える騒音、振動を発生させてはならないと定めており、本件のように音源と測定場所が上下関係にある場合にはこの基準によることは直接想定されていないといえることができるが、環境条例が、現在及び将来の都民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的として定められているものであることに照らせば、上記規制基準は、本件のような場合

にも騒音等が受忍限度を超えるかどうかの判断につき、一つの参考数値として考慮するのが相当である。

(3) そして、測定結果によれば、813号室に伝播するY 1の歌声の騒音レベルは、最大41デシベル程度であったものと認められ、これは、環境条例の規制基準において、午後11時から翌日午前6時まででは50デシベルと定めているところを超えるものではなく、また、本件検証の結果によれば、Y 1の歌声は、少なくとも深夜(午後11時から翌日午前6時まで)以外の時間帯においては、通常人において特段不快に感じるようなものであるとは認められない。

(4) Y 1の歌声は、生活音とは明らかに異質な音であり、その音量が最大41デシベルにとどまるとしても、入眠が妨げられるなどの生活上の支障を生じさせるものであるといえる。また、環境条例における深夜の規制基準は50デシベルであるが、建物の防音効果を考慮すると、建物内においてはより厳格な数値が求められているものである。これらの点を考慮すると、最大41デシベルに及ぶ深夜におけるY 1の歌声は、受忍限度を超えるものであるというべきである。

(5) 以上によれば、Y 1は、平成14年4月ないし5月に722号室に入居して以降、年に数回程度、深夜に歌を歌い、813号室に受忍限度を超える騒音を伝播させたものであると認められ、その限りで不法行為責任を負うべきものである。

(6) Y 1の本件不法行為が、前記に説示した限度において認められるものであり、また、813号室の賃借人が、722号室からの騒音被害についての苦情を述べていないことにも照らせば、Y 1の行為により、今後、813号室についてのX 1の所有権が侵害される具体的なおそれを認めることはできないから、X 1の

Y 1に対する所有権に基づく騒音差止請求は理由がない。

(7) 前記に認定した限度の本件不法行為の態様その他本件にあらわれた一切の事情を総合考慮すれば、本件不法行為によりX 1が受けた精神的苦痛に対する慰謝料額は、10万円をもって相当と認め、また、本訴追行のための弁護士費用相当の損害額としては、2万円をもって相当と認め、その余は理由がないから棄却する。

3 まとめ

本判決は、原告の騒音に対する反応は、被告の発する騒音の程度に照らすと、いささか過剰なものであって、原告の妊娠中絶、ひいては原告らの転居との間に相当因果関係があるとはいえないとして、被告の年数回程度の深夜の歌声に限り、原告に受忍限度を超える騒音を伝播させたものであると判断された事例である。

騒音トラブルの難しいところは、人によって騒音に感じる程度が異なる点である。近隣の住人との繋がりが親密であれば、挨拶を交わすなかで謝罪も可能であったであろうし、裁判に発展することもなかったと思われる。

特に人間関係が希薄になっている都心部のマンション居住者は、深夜の騒音について、十分気を付けるべきであろう。

騒音トラブルをめぐる判例としては、東京地判 平24・3・15 RETIO88-122、東京地判 平23・10・13 RETIO87-118、東京地判 平21・10・29 RETIO82-172などがある。